



子どもの笑顔が続くまちへー 4月から子育て支援がより充実 4月からスタートする新たな子育て支援サービスを紹介！

龍ケ崎市では、令和7年4月から龍ケ崎市役所保健福祉棟内(住所:龍ケ崎市3543番地)に「こども家庭センター」を開設し、これまで異なる部署で行っていた児童福祉機能と母子保健機能を一体的に提供します。妊娠期から出産、子育て期の相談支援を強化することで、安心して子育てができる環境を整えます。

さらに、4月1日以降、複数の新たな子育て支援サービスの提供を開始し、より子育てしやすい環境作りに努めます。

4月1日以降、スタートする新たな子育て支援サービス(①～③別紙あり)

①さんさん館子育て支援センターの毎週土曜開館 **拡充**

0～3歳児と保護者が利用できる「さんさん館子育て支援センター」の土曜午前開館を月1回から、**毎週土曜日の午前開館に拡充**。子育て中の親子の居場所を提供し、地域で安心して子育てができるよう、拠点整備や支援サービスの充実を図ります。



②駅前こどもステーションでリフレッシュ保育スタート **新規**

JR 常磐線龍ケ崎市駅前に設置されている「駅前こどもステーション」で行っている、0～3歳の子どもを対象に、保護者と自由に遊べる場の提供や、子育てにかかる相談・情報提供等(子育て支援センター)に加え、新たに、**保護者の育児疲れ解消等を目的とした一時的な保育(リフレッシュ保育)**を提供します。

③上限5万円！不妊治療費助成事業をスタート **新規**

不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、不妊治療費の一部助成を開始します。**不妊治療(体外受精・顕微授精・先進医療)は上限50,000円、男性不妊治療は上限50,000円**を不妊治療の一環で実施された治療に対し、不妊治療助成に上乗せして助成します。

④出産お祝いメッセージカードの配布 **新規**

出生届の際に、生まれてくれたお子さんへの思いを記録として残せるよう、**出産お祝いメッセージカード「わたしから未来のあなたへ」**を配布します。母子健康手帳とともに保管し、将来、育児に疲れた時、お母さんがこのカードを見返すことで、お子さんが生まれてきた時の思いを振り返ることにより、「また、育児を頑張ろう」と思えるきっかけになればと考え、配布します。

■資料 各事業の概要

担当課

龍ケ崎市 福祉部 こども家庭課 子育て支援グループ
※4月1日以降、福祉部 こども家庭センター 子育て支援グループに名称変更
担当者:松本・木村(まつもと・きむら)
連絡先:0297-60-1558(直通)

各事業の概要

①さんさん館子育て支援センター

所在地	龍ヶ崎市中里2-1-1
対象	龍ヶ崎在住の0歳から3歳までのお子さんと保護者 (龍ヶ崎市に実家のある方や、見学などの方は電話にてご相談ください)
利用時間	月曜日から金曜日(祝日は除く) ・午前の部:午前9時から正午まで ※正午から午後1時は食事のみ使用可能です ・午後の部:午後1時から4時まで 土曜日(祝日は除く)【LINE 予約】 ・午前の部のみ:午前9時から正午まで ※入退館時間は、各家庭のご都合にあわせてください。

②駅前こどもステーション

所在地	龍ヶ崎市佐貫3-5-5
対象	龍ヶ崎在住の0歳から3歳までのお子さんと保護者 (龍ヶ崎市に実家のある方や、見学などの方は電話にてご相談ください)
利用時間	・子育て支援センター 月・金・土曜日 午前10時～正午、午後1時30分～午後4時 ・リフレッシュ保育【有料】 火・水・木曜日 午前10時～午後4時 ※一日5組、事前予約制
利用料金	2時間まで:300円 2時間以降30分ごと:150円 ※きょうだいで同時に利用する場合は2人目から半額

③不妊治療費助成事業

対象	・夫婦共に助成金の交付申請をする日の1年以上前から、引き続き龍ヶ崎市に住民登録をしている方 ・医療保険各法の被保険者又は被扶養者である方 ・市税の滞納がない方 ・妻の年齢が43歳未満である方
助成額	・不妊治療(体外受精・顕微授精・先進医療)として上限 50,000円 ※先進医療については、保健適応された治療と併用された自費診療分 ・男性不妊治療として上限 50,000円 不妊治療の一環で実施された治療に対し、不妊治療助成に上乗せして助成
助成回数	39歳までの方……通算 6回 まで(1子ごと) 40～42歳の方……通算 3回 まで(1子ごと)